

## 第4回 いわき市立地適正化計画評価等専門委員会

### 議 事 要 旨

#### ○ 日 時

令和4年7月8日（金） 15:00～16:00

#### ○ 場 所

いわき市文化センター1階 大講義室

#### ○ 出席者

- ・ 委員（12名）  
瀬戸委員、齊藤委員、松崎委員、越智委員、山崎委員、渡邊委員、門馬委員、  
吉田委員、佐藤(孝)委員、穴戸委員、植田委員、木田委員  
※ 欠席者：新村委員、佐藤(光)委員
- ・ 事務局  
都市建設部都市計画課
- ・ その他  
報道関係者等

#### ○ 会議の流れ

##### 1 開会

司会より開会の宣言

##### 2 委員等の紹介

- ・ 事務局（都市計画課）より紹介

##### 3 会長及び副会長選任

- ・ 委員の互選により会長を齊藤委員に選任し、会長指名により副会長を山崎委員に選任

##### 4 確認事項

###### (1) いわき市立地適正化計画の概要

- ・ 事務局（都市計画課）より説明

###### (2) これまでの取組み状況

- ・ 事務局（都市計画課）より説明

##### 5 協議事項

###### (1) 計画の一部改定について

- ・ 事務局（都市計画課）より説明。事務局案のとおり了承。

##### 6 報告事項

###### (1) 令和4年度取組み

- ・ 事務局（都市計画課）より説明。

##### 7 その他

- ・ 次回委員会は、今後、事務局より提案
- ・ 意見・質問等は7月15日までに提出

##### 5 閉会

○ 委員からの主な意見と事務局の考え（要旨） ▲：委員 △：事務局

(1) 計画の一部改定について

- ▲ 今回、都市機能誘導区域に追加する区域については、法面全体が急傾斜地崩壊危険区域にあたっていないか。  
急傾斜地崩壊危険区域に指定されている場合は、誘導区域に含まれない区域となるが、こういった取り扱いとなるのか。
- △ 当該箇所は、急傾斜地崩壊危険区域に指定されているが、災害防止措置が講じられており、土砂災害防止法のイエローゾーン（土砂災害警戒区域）となっている。都市再生特別措置法施行令によると、急傾斜地崩壊危険区域のうち、災害防止のための措置が講じられている区域については、「居住誘導区域を定めない区域」からは除かれるため、当該箇所は、法令上、誘導区域に含むことができる。  
なお、付近のレッドゾーンにおいて今後災害対策工事を行う予定ではあるが、地形上、危険がないとは言えないことから、土地利用を考えていく上では十分配慮しながら事業を進めていきたいと考えている。
- ▲ 誘導区域の編入にあたって、イエローゾーンの中であっても、その区域に急傾斜地崩壊危険区域が含まれている場合は、その部分は誘導区域から除かれるということか。
- △ 災害防止措置が講じられていない急傾斜地崩壊危険区域については、誘導区域から除外するという取り扱いである。
- ▲ 都市機能誘導施設のうち、市民会館を地域交流センターに変更するということが、施設の機能は変わるのか。
- △ 地域交流センターとは、市民会館や公民館といったいくつかの機能を複合化させた施設を想定している。
- ▲ 先日から「常磐地区市街地再生整備基本計画」のパブリックコメントを実施しているが、関連性はあるのか。
- △ 市街地再生整備事業の実施区域の一部が都市機能誘導区域に含まれていないことで、事業を進めるうえで支障をきたしている部分もある。そこで、計画的に市街地が整備される区域において、安全対策を取ったうえで、必要な区域を誘導区域に含めていきたいという考えから、本日協議していただいているところである。

○ 会議の様子

